

# 自治体病院関連施策に関する要望

自治体病院は、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担っているが、度重なる医療制度改革や診療報酬の見直しなどによって一段と厳しい経営を強いられている。

また、医師不足・偏在の問題により、診療科の縮小・廃止などに追い込まれる病院も相次ぎ、深刻な事態となっている。

地域住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供するためには、自治体病院の役割に応じた支援措置の充実強化等が必要不可欠である。

よって、国におかれては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

平成19年12月

全国自治体病院経営都市議会協議会  
会 長 岡 田 莊 史  
(長野市議会議長)

## 1. 「公立病院改革ガイドライン」について

総務省において年内を目途に検討している経営効率化に関する数値目標を設ける「公立病院改革ガイドライン」の策定に当たっては、民間が担いきれない不採算医療をカバーするという自治体病院の役割を踏まえ、地域医療の確保に支障を生じることのないよう十分に配慮すること。

## 2. 地方財政措置について

(1) 自治体病院に係る地方交付税措置の所要額を確保すること。

特に、不採算地区病院、へき地医療、小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療等に対する交付税措置の拡充強化を図ること。

(2) 病院事業債の所要額を確保するとともに、公債費負担対策の更なる拡充を図ること。

### 3. 医師確保対策等について

- (1) 地域の医師不足・偏在を解消するため、医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務づけるとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずること。
- (2) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、地域の実情に応じた医学部入学定員枠の拡大や地域枠の設定・拡大、奨学金制度の構築を図るとともに、十分な財政措置を講ずること。
- (3) 医師不足が深刻な小児科・産科・麻酔科などについては、診療報酬の更なる充実を図るとともに、医師確保のための緊急的な措置を講ずること。
- (4) 都道府県の地域医療対策協議会の取り組みに対する支援を行うとともに、都道府県域を越えた医師偏在の調整や医師派遣制度を確立すること。
- (5) 女性医師等の出産や育児による離職を防止するとともに、復職を促すため、院内保育所や復職のための研修など、働きやすい職場環境の整備を図ること。
- (6) 看護師の不足・偏在を解消するため、診療報酬上の評価を含めた看護師確保のための抜本的な対策を講ずるとともに、助産師等医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を講ずること。